明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（三三）　一五
○畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（三四）　一六
○デジタル社会形成基本法（三五）　二〇
○デジタル庁設置法（三六）　二四
○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（三七）　三四
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（三八）　九二
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（三九）　一〇六
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（四〇）　一一〇

〔政　令〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十六条第一項の政令で定める金額を定める政令（一五四）　一一三
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十四条の政令で定める金額を定める政令（一五五）

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務**三）　一一三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（**同**四）　一一四
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令（**内閣府・財務**三）　一二五
○預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第四章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令（**同**四）　一二五

〔省　令〕
○納税証明書、住民票等の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令及び地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部を改正する省令（**総務**五四）　一二五
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**同**五五）　一二七
○健康増進法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九七）　一三四
○航空法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**三七）　一三五

〔告　示〕
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**内閣府**七〇）　一三七
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**内閣府・総務**一）　一三八
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**二）

本号で公布された法令のあらまし

◇**国家戦略特別区域法の一部を改正する法律**（法律第三三号）（内閣府本府）

1　国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業に係る建築基準法の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業の実施主体として定められた市町村が建築基準法第六八条の二第五項の規定により定める用途制限の緩和に関する条例については、当該区域計画が内閣総理大臣による認定を受けた日において、同項の国土交通大臣の承認があったものとみなすこととした。（第一六条の二関係）

2　法人農地取得事業に係る農地法の特例措置の期限の延長

法人農地取得事業に係る農地法の特例措置の期限を二年間延長することとした。（第一八条関係）

3　国家戦略特別区域工場等新増設促進事業に係る工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例措置の追加

内閣総理大臣の認定を受けた区域計画に国家戦略特別区域工場等新増設促進事業の実施主体として定められた市町村は、当該事業の実施区域における製造業等に係る工場等の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、工場立地法第四条第一項及び第四条の二第一項並びに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第九条第一項及び第一〇条第一項に規定する準則に代えて適用すべき準則を定めることができることとした。（第二〇条の二関係）